

秋田市環境学習副読本デジタル版制作業務委託仕様書

1 目的

本市の自然環境および環境対策について、市内の小学校4年生、5年生および6年生が、タブレット端末を活用し、学習することを前提とした環境学習副読本（以下「副読本」という。）のデザインおよびデジタル版を制作することを目的とする。

2 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日(火)まで

3 履行場所

秋田市環境部環境総務課

4 著作権等

- (1) 成果物の著作権は、本市に帰属する。
- (2) 受託者は、成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条および第28条に規定する権利を含む。）を譲渡する。ただし、受託者が著作権を有する写真やイラスト（過去に制作し、本業務に転用するものおよび本業務で新規に制作するもの）（以下「受託者の素材」という。）はこの限りでない。
- (3) 受託者の素材を副読本に使用する場合、受託者は、これを承諾するものとし、その使用料は委託料に含めるものとする。また、令和8年度以降、副読本に使用する受託者の素材についても、本市が無償で使用することを承諾する。
- (4) 副読本の改訂時に受託者の素材を本市が使用場合は、協議のうえ取扱いを決めることとする。
- (5) 受託者の素材以外の著作物を引用する場合、出典を明記した上で、適切な著作権等処理を行い正当な引用を行うこと。

5 業務内容および留意点

本市が作成・用意する基本原稿（WORD形式）および写真・イラスト等（以下「基礎資料」という。）を活用し、次の業務を行う。なお、基礎資料以外で業務に必要な写真・イラストその他の素材は受託者が用意すること。また、副読本の制作に係るデザインおよび打合せその他の本業務に必要な費用は受託者の負担とする。

(1) 副読本のデザイン制作

副読本のレイアウトや配置等のデザイン（基礎資料の文章表現や写真の形状等の変更又は修正を含む。）を行うこと。副読本の構成は別紙を基本とするが、変更の提案を妨げるものではない。また、小学校4年生の学習に適した文字（ルビを含む。）の大きさ、フォントを用いること。

(2) デジタル版の制作

副読本をデジタル教材にするに当たり、使用する学年の子どもたちの環境意識が醸成されるような教材とし、次のような仕様・規格等とする。

ア Google Chrome、Microsoft Edge、Safari等の一般的なインターネットブラウザを使用し、インターネット環境に接続し利用できること。

イ GIGAスクール構想第2期のスペックと同等のパソコン・タブレット端末（iPad・ChromeBookなど）で閲覧できること。

ウ タブレット端末上又はクラウド型の提供サービスであること。

エ 本市のホームページ上にリンクを掲載できるようにすること。

オ 次の機能を有すること。

（ア） ページの拡大・縮小機能

（イ） ピンチイン・アウト機能

（ウ） 目次から目的のページへジャンプするリンク機能

（エ） 関係ウェブサイトへのリンク機能

（オ） 動画再生機能

(3) 留意点

ア 受託者は、(1)および(2)の制作に当たり、本市と適宜打ち合わせを実施し、必要に応じて本市の要望に沿うような提案、調整をすること。

イ 受託者は、円滑な業務遂行のため、副読本の制作に係るスケジュールを本市に共有すること。

ウ 受託者は、業務上知り得た事項について、他に漏らしてはならない。

エ 受託者は、本市が必要と判断したときは、遅滞なく打合せに応じること。

オ 受託者は、本市が必要と判断し、それに係る書類等を求めた場合、速やかに提出すること。

カ 受託者は、本業務により制作・納品した成果品について、納品日から令和8年3月31日(火)まで、維持管理すること。

6 成果品

- | | |
|--|----|
| (1) デジタル版の副読本の電子データ（PDF）を納めたCD-R等 | 一式 |
| (2) 制作に使用したイラスト、図およびグラフ等の電子データを記録したCD-R等 | 一式 |
| (3) 著作権等に係る出典および許諾等が分かる一覧データを記録したCD-R等 | 一式 |
| (4) その他本市が必要と認める書類 | 一式 |

7 成果品の審査および引渡し

審査合格後、令和8年3月23日(月)までに成果品を納品し、業務完了報告書は業務完了後、速やかに提出すること。

8 再委託等の禁止

受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、一部委託については、あらかじめ、書面により本市の承諾を得たときは、この限りで

ない。この場合、受託者は当該第三者のすべての行為および結果について責任を負うものとする。

9 打合簿

受託者は、本市との打合せ内容を確認するため、その都度打合簿を提出し、本市に承認を得ること。

10 その他

- (1) 受託者は、秋田市財務規則および関係法令を遵守し、それに伴い生じる問題への対応に関する一切の責任を負うものとする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、本市と受託者が協議して決定する。

No.	項目	ページ	冊子内ページ	内容	イラスト	グラフ	リンク
	表紙	1		秋田市が提供する写真			
	わたしたちのくらしとかんきょう	2		学習の導入、イラスト「自然からのめぐみ」	1		
	目次	3		目次、環境に関するマーク			
1	わたしたちのくらしと環境問題	4、5	1、2	イラスト「環境問題」、SDGs	1		
2	わたしたちのくらしとごみ	6	3	① 秋田市のごみの量、イラスト「一日のごみの量」	1	1	
		7	4	② ごみを処理するための費用、イラスト「一人当たりの費用」	1		
		7	4	③ ごみを処理するために働く人と車			
		8、9	5、6	④ ごみのゆくえ、イラスト「ごみの流れ」	1		
		10、11	7、8	⑤ 秋田市総合環境センター溶ゆう施設のしくみ、イラスト「ごみ処理」	1		
		12	9	⑥ 秋田市総合環境センターリサイクルプラザのしくみ			
		13	10	⑦ きみには何ができるかな リサイクル、イラスト「リサイクルの流れ」	1		
		14	11	⑧ きみには何ができるかな おいしく残さず食べて食品ロスをなくそう			
				イラスト「おにぎりを捨てているところ」、イラスト「感謝して食べよう」	2		
		15	12	⑨ きみには何ができるかな ごみを減らすために(レベルアップ編)			
				イラスト「ものを買う前に」、イラスト「ものを捨てる前に」	6		
3	わたしたちのくらしと水	16、17	13、14	① 水のゆくえ、イラスト「水がめぐるイラスト」	1		
		18	15	② 秋田市の川の汚れは？		4	
		19	16	③ きみには何ができるかな？ 水にやさしい生活のために、イラストか写真	8		
4	わたしたちのくらしと生物多様性	20	17	① 生物多様性ってなんだろう			
		20	17	② 生物多様性があぶない、イラスト「生物多様性に関する問題を引き起こす原因」	1		
		21	18	③ きみには何ができるかな？ 生物多様性を守るために、イラスト「生物多様性のためにできる5つの行動」	1		
5	わたしたちのくらしと地球温暖化問題	22	19	① 地球温暖化のしくみ、イラスト	1		
		23	20	② 気候の変化		2	
		23	20	③ 二酸化炭素はどこから出ているの？			1
		24	21	④ 秋田市のとりくみ		1	
		25	22	⑤ きみには何ができるかな 地球温暖化対策、イラスト	14		
6	広がる持続可能なまちづくり	26～27	23～24	イラスト	6		1
					47	8	2